

日中一時支援事業 乙訓若竹苑 重要事項説明書

れいわ ねん がつついたちばん
令和2年4月1日版

ほんじゆうよう じ こうせつめいしょ おとくにわかたけえん おこな につちゆういち じ し えん じ ぎよう りよう きぼう
本重要事項説明書は、乙訓若竹苑が行う日中一時支援事業の利用を希望され
かた たい しょうがいしや にちじゆうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき し えん ほうりつ
る方に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
へいせい ねんほうりつだい ごう き てい もと じ ぎよう がいよう ていきよう
(平成17年法律第123号)の規定に基づき、事業の概要や提供するサービスの
ないよう りようじよう ちゆうい せつめい
内容、利用上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 設置・運営主体

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | おとくにふくし し せつ じ むくみあい
乙訓福祉施設事務組合 |
| (2) 所在地 | きようと ふながおききょうし い うちにし ぐち
〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8 |
| (3) 電話番号 | 075-954-6507 (FAX 075-958-1639) |
| (4) 代表者氏名 | かんりしや やすだ まもる むこうしちよう
管理者 安田 守 (向日市長) |
| (5) 設立年月日 | しょうわ ねん がつ にち
昭和49年10月23日 |

2 乙訓若竹苑の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 所在地 | きようと ふながおききょうし い うちにし ぐち
京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8 |
| (2) 電話番号 | 075-954-6501 (FAX 075-954-6588) |
| (3) メールアドレス | otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp |
| (4) HPアドレス | http://www.otsufuku.com |
| (5) 管理責任者 | しせつちよう なかがわ きみお
施設長 中川 仁夫 |
| (6) 開設年月日 | しょうわ ねん がつついたち
昭和58年4月1日 |
| 事業開始年月日 | へいせい ねん がつついたち
平成19年4月1日 |
| (7) 事業の種類 | につちゆういち じ し えん じ ぎよう
日中一時支援事業 |
| (8) 事業の目的 | |

おとくにわかたけえん りようしや につちゆうかつどう おこな ぼ かくほ かぞく しゅう
乙訓若竹苑は、利用者が日中活動を行う場を確保することで、ご家族が就
ろう おこな ひつよう し えん おこな
労およびレスパイトを行うことができるよう、必要な支援を行います。

うんえいほうしん
3 運営方針

- (1) 乙訓若竹苑は、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (2) 乙訓若竹苑は、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町ならびに指定障害福祉サービス事業を行う者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- (3) 乙訓若竹苑は、関係法令等を遵守し事業を実施します。

じぎょうび じぎょうじっしじかん
4 事業日および事業実施時間

事業日 火曜日から土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日までのぞ除きます）

事業実施時間 午前9時から午後7時まで

きゆうえんび
5 休苑日

12月29日から1月3日までの年末年始の期間は休苑します。

※必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、臨時休苑もしくは支援時間を変更することがあります。

りょうていいん
6 利用定員

- (1) 通常利用
- 1日の利用定員は5人とします。
- ※利用を希望される方の状況および職員が兼務している地域活動支援センターの利用状況や職員体制によっては、受け入れが定員を満たさないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 緊急利用
- 通常利用枠とは別に、緊急時（ご家族における体調不良及び急な入院・通院もしくは葬儀参列等）には1名を限度に受け入れを調整します。
- なお、受給者証に記載されている支給量を超えての利用については市町との相談となります。

7 利用期間および利用回数

地域生活支援事業受給者証に記載された、支給決定の期間、支給量等に基づきサービスを提供します。

なお、提供するサービスに重要な変更がない場合、重要事項説明書による説明を省略し、地域生活支援事業受給者証の提示をもって利用を継続するものとします。

8 通所方法

車両による送迎を行います。自力やご家族における送迎も可能ですので、職員にご相談ください。

なお、利用状況や職員体制により複数名での同乗による送迎となることがあります。その際は、乗車時間が長くなったり到着時間が遅くなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 職員体制

次の職員を配置しています。

- | | |
|------|--------|
| 施設長 | 1名（兼務） |
| 事務職員 | 1名（兼務） |
| 支援員 | 3名以上 |

※支援員は地域活動支援センター事業と兼務

10 支援内容

- 見守りを中心とする日中活動場所の提供
- 昼食の提供（土曜日を除く）
- 食事・排泄等に伴う介助
- 送迎

11 費用およびその額

- 乙訓若竹苑が提供したサービスに対し、利用料（以下「利用者負担額」という）をお支払いください。利用者負担額は、利用者本人の所得に応じて市町

さだめ りょうしや ふ たんじようげんげつがく はん い ない
が定める負担上限月額の範囲内となります。

りょうしや ふ たんがく のぞ ひよう しまち かか ひよう い か
利用者負担額を除く費用は、市町からサービスに係る費用（以下「サービス
ひよう きゆう ふ
費用」という）として給付されます。

- おとくにわかたけえん ひよう しまち せいきゆう ほうていだい り じゆりよう おとくに
乙訓若竹苑がサービス費用を市町に請求（法定代理受領）しますが、乙訓
わかたけえん しまち ほうていだい り じゆりよう きんがく りょうしや ふ たんがくせいきゆう
若竹苑が市町から法定代理受領する金額については、「利用者負担額請求
しよけん ひよう しちようせいきゆうがくつう ちしよ らん しまち
書兼サービス費用市町請求額通知書」をご覧ください。また、市町からサ
ひよう じゆりよう あと ひよう かか じゆりようつう ちしよ わた
ービス費用を受領した後、「サービス費用に係る受領通知書」をお渡しし
ます。

- りょうしや ふ たんじようげんがく み こ かた じようげんがく こ ばあい かんけい しまち しようかんばら
利用者負担上限額見込みの方で、上限額を超えた場合、関係市町に償還払
て つづ おこな て つづ おとくにわかたけえん こう ふ りょうしゆう
いの手続きを行ってください。（手続きには、乙訓若竹苑が交付する領収
しよ ひつよう
書が必要です）

- しよく ひ しよく えん
食費は1食600円です。

た おとくにわかたけえん かつどう りょうしやとう ふ たん てき
※その他、乙訓若竹苑における活動において、利用者等が負担することが適
とう みと じつ び
当と認められるものについては、実費をいただきます。

1 2 利用者負担額のお支払い方法

りょうしや ふ たんがく し ほんら ほうほう
利用者負担額は1か月毎に計算し請求しますので、請求月末日までにお支払
りょうしや ふ たんがく げつごと けいさん せいきゆう せいきゆうづきまつじつ し ほんら
いください。原則として、ゆうちょ銀行からの自動引き落としでお願いしま
げんそく ぎんこう じどう ひ お ねが
す。

りょうかい し じ じどうはらいこみ りょうもうしこみしよ ていしゆつ ひ お
利用開始時に「自動払込利用申込書」を提出していただきます。引き落とし
び まいつき にち ひ お ばあい つき まつじつ ひ お
日は毎月25日です。引き落としできなかった場合は、月の末日の引き落とし
となります。

1 3 給食サービスについて

- りょうしや しんたいじようきよう し こう はいりよ しよく じ ていきよう
利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
- お つ しよく じ と はいりよ
落ち着いて食事が摂れるように配慮します。
- しよく じ じかん しょうご ごご じ
食事時間は正午から午後1時までです。

1 4 サービス提供時における乙訓若竹苑の義務

- ちゅうどく た しつべい しょうがいとう じ こ はつせい ばあい すみ かぞく れんらく
中毒、その他の疾病、傷害等の事故が発生した場合、速やかにご家族へ連絡

おこな さいせいはいきよう と ふびよういんとう きんきゆうほんそう そ ち とう こう
を行うとともに、済生会京都府病院等への緊急搬送措置等を講じます。

- ひ じようさいがい たい ぐ たいてきけいかく さくてい ひ じようさいがい そな
・非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるために
ほうてい ひ なんゆうどう た ひつよう くんれん おこな
法定の避難誘導、その他必要な訓練を行います。

1 5 利用者の情報管理

りようしや じようほうかんり
職員は、業務上知り得た利用者の個人情報については、正当な理由無く第三
しよくいん ぎようむ じようし え りようしや こじんじようほう せいとう りゆうな だいさん
者に伝達しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続し遵守しま
しゃ でんたつ しゆひぎむ ほんけいやく しゆうりよう あと けいぞく じゆんしゆ
す。なお、他の関連諸機関に利用者の情報を提供する際は、あらかじめ利用者
た かんれんしよきかん りようしや じようほう ていきよう さい りようしや
(またはご家族)に同意を得るものとします。
かぞく どうい え

1 6 傷害見舞金制度について (利用者本人の怪我等の場合)

しやうがい みまいきんせいど りようしやほんにん けがとう ばあい
かつどうちゆう おも じこ そな みま きん ふくし しせつたいしやう にんい
活動中の思いがけない事故に備えて、お見舞い金として福祉施設対象の任意
ほけん りようしやしやうがい みまいきん ほしやうせいど かにゆう
保険「まごころワイド (利用者傷害見舞金補償制度)」に加入しています。
ねんかんかけきん えん ふたん
年間掛金240円をご負担いただきます。

じこ わかたけえんない じぶん てんとう けが ばあいてう
ただし、これは事故(若竹苑内でのご自分で転倒などで怪我をされた場合等)
いりようひとう ほしやう てん りゆうい
にかかると医療費等を補償するものではありませんので、その点にご留意のう
かくじ いりようほけんとう かにゆう けんとう
え、各自で医療保険等に加入することを検討してください。

1 7 損害賠償について

そんがいばいしやう
りようしや こい かしつ た りようしや おとくにわかたけえん しよくいん らい
利用者は、故意または過失により他の利用者、乙訓若竹苑の職員および来
ほうしや おとくにわかたけえん せつび きぐとう たい じんてき ぶつてきそんがい しやう ば
訪者、乙訓若竹苑の設備・器具等に対して人的・物的損害を生じさせた場
あい しやう そんがい ばいしやう せきん お
合に、生じた損害について賠償する責任を負っていただくことがありま
す。

1 8 賠償責任保険について (利用者が他者に怪我を負わせたり、物を壊してしま った場合)

ばいしやうせきん ほけん りようしや たしや けが お もの こわ
おとくにわかたけえん しせつばいしやうせきんほけん かにゆう りようしや こい
乙訓若竹苑は施設賠償責任保険に加入しておりますが、これは利用者が故意
かしつ しせつ びひん だいさんしや ざいぶつ そんがい あた ばあい ほしやう
または過失により、施設の備品や第三者の財物に損害を与えた場合に補償さ
ばあい そな かくじ こじんばいしやうせきんほ
れるものではありません。このような場合に備えて、各自で個人賠償責任保
けん かにゆう
険にご加入ください。

なお、保険についてご不明な点がありましたら職員にご相談ください。

19 利用にあたっての留意事項

- ・無断外出、飲酒、火遊び等危険行為、暴力行為、物隠し等嫌がらせ行為は禁止します。
- ・男女交際は互いの人格を尊重し、マナーを守って下さい。
- ・お金や貴重品は、各自の責任で管理して下さい。原則として苑ではお預かりいたしません。
- ・利用者同士の金銭および物品の貸し借り等は禁止いたします。
- ・故意または過失により器物を壊した場合は、同等品の返却もしくは相当額を請求することがあります。

20 乙訓若竹苑からの契約解除

- (1) 以下につき、職員会議等を経た適切な制止や注意等の支援を重ねても従ってもらえない場合、やむを得ず契約解除することがあります。
- ア) 他の利用者または職員以外の者に対し、他害行為を行った場合。
- イ) 職員に対して複数回にわたる他害行為を行い、当該他害行為が常態化した場合。
- ウ) 他の利用者または乙訓若竹苑の設備・器具等に対し破損行為を行い、かつ当該破損行為が常態化した場合。
- エ) 窃盗等の触法行為を行い、かつ当該触法行為が常態化した場合。
- オ) 無断外出行為を行い、かつ当該無断外出行為が常態化した場合。
- カ) 人に危害を加えたり設備・器具等を損傷するおそれのある危険物(カミソリ・はさみ・ライター等)を持ち込み、それらを用いて他の利用者・職員または職員以外の者もしくは乙訓若竹苑の設備・器具等に対して損害を生じさせた場合。
- キ) 上記の「19 利用にあたっての留意事項」において、著しく集団生活の秩序を乱す行為があった場合。
- (2) 以下のような状況になった場合、やむを得ず契約解除することがあります
- ア) 理由なく欠席が長期にわたり、乙訓若竹苑を利用する意思がないもの

み ぼ あい
と見なされる場合。

い) 心身の状態が変化し、乙訓若竹苑が提供するサービスの内容に適合し
なくなつた場合。

2 1 虐待防止のための措置

ほんじぎょうしょ りようしゃ たい ぎやくたい そうき はっけん じんそく てきせつ たいおう
本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を
はか つぎ そち こう
図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関すること
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 2 苦情解決体制について

ほんじぎょうしょ くじょうかいけつたいせい
【本事業所の苦情窓口】

- ・ 苦情解決責任者 中川 仁夫 (施設長)
- ・ 苦情受付担当者 岡西 真奈 (係長)
- ・ 苦情受付時間 毎週火曜日から土曜日の午前9時～午後5時
- ・ 電話番号 075-954-6501
- ・ FAX番号 075-954-6588
- ・ メールアドレス otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp

いけんぼこ じぎょうしょ い ぐち せっち
※ご意見箱を事業所の入り口に設置しています。

だいさんしや いん
【第三者委員】

- ・ 職 氏 名 弁護士 舟木 浩
- ・ 電 話 番 号 075-241-2244 (つくし法律事務所)

ほんじぎょうしょ かいけつ くじょう ぎやくたいとう そうだん ぎょうせいき かん きょうとふしやかい
* 本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または京都府社会
ふくしきょうぎかい せっち うんえいてきせいかい いんかい もう た
福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

きょうとふしやかいふくしきょうぎかいふくし うんえいてきせいかい いんかい
【京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会】

- ・ 所 在 地 〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
京都府総合社会福祉会館(ハートピア京都)5階

- 電話番号 075-252-2152
- FAX番号 075-212-2450
- 受付時間 午前8時45分から午後5時まで

【向日市障がい者支援課】

- 所在地 〒604-0874 向日市寺戸町中野20
- 電話番号 075-931-1111 (代)

【長岡京市障がい福祉課】

- 所在地 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1-1
- 電話番号 075-951-2121 (代)

【大山崎町福祉課】

- 所在地 〒618-8501 乙訓郡大山崎町円明寺夏目3
- 電話番号 075-956-2101 (代)

おとくにわかたけえん につちゆういち じ し えん じ ぎやう ていきやう かいし さい べつし じゆうやうじこう
乙訓若竹苑は、日中一時支援事業のサービスの提供の開始に際し、別紙「重要事項
せつめいしょ もと じゆうやうじこう せつめい おこな
説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

おとくにわかたけえん ち いきかつどうかり
乙訓若竹苑 地域活動係

し めい
氏 名

Ⓔ

わたし じゆうき もの じゆうやうじこう せつめい う おとくにわかたけえん につちゆういち じ し えん じ ぎやう
私は、上記の者から重要事項の説明を受け、乙訓若竹苑での日中一時支援事業の
りやう どうい
サービス利用に同意します。

りやうしゃ
<利用者>

じゆう しょ
住 所

し めい
氏 名

Ⓔ

だいにんにん たちあいにとう つづきから
<代理人または立会人等> (続柄)

じゆう しょ
住 所

し めい
氏 名

Ⓔ

ねん がつ にち
年 月 日